

令和6年度第2回

新宿区みどりの推進審議会議事録

令和7年2月7日（金曜日）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

令和6年度第2回新宿区みどりの推進審議会議事録

令和7年2月7日（金曜日）

午後1時24分～午後3時10分

区役所本庁舎6階 第三委員会室

1 開 会

2 審 議

保護樹木等の指定及び解除について

3 報 告

みどりのモデル地区の指定について

4 連絡事項

5 閉 会

○配布資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第17期）
- 2 保護樹木等の指定及び解除について
- 3 指定及び解除審議対象樹木の写真（※回収資料）
- 4 みどりのモデル地区の指定について
- 5 新宿区みどりの条例及び同施行規則
- 6 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック
- 7 新宿区みどりの基本計画（改定）（※回収資料）
- 8 新宿区みどりの実態調査報告書（第9次）（※回収資料）

審議会委員 13名

会 長	齋 藤 馨	副会長	山 本 清 龍
委 員	池 邊 このみ	委 員	伊 藤 弘
委 員	渋 江 桂 子	委 員	吉 川 信 一
委 員	竹 川 司	委 員	渡 辺 芳 子
委 員	手 塚 京 子	委 員	山 崎 佐知子
委 員	山 内 泰 明	委 員	椎 名 豊 勝

委 員 藤 田 茂

◎開会

斎藤会長 定刻前ですけれども、これから令和 6 年度第 2 回新宿区みどりの推進審議会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中御出席いただきありがとうございます。

はじめに、本日の委員の出席状況及び資料等について、事務局より説明をお願いします。

土木管理課長 皆様、こんにちは。

本日、事務局を務めておりますみどり公園課長の小菅が事情により欠席のため、土木管理課長の私依田が代理を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会を始めるにあたりまして、みどり土木部長より御挨拶をさせていただきます。

みどり土木部長 皆様、こんにちは。

新宿区のみどり土木部長森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、審議案件が 1 件、そして、報告案件が 1 件となっているところでございます。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場で忌憚のない御意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

土木管理課長 部長、ありがとうございました。

ここからは着座にて説明させていただきます。

はじめに、出席状況でございます。

委員の出席状況でございますが、本日は、太田委員と大野委員から欠席の連絡をいただいております。定数 15 名中過半数となります 13 名が出席されていますので、審議会は成立しております。

続きまして、会議の公開についてです。

みどりの推進審議会は、新宿区みどりの条例におきまして、会議は公開を原則とします。会長に御相談の上、本日の会議内容から公開とさせていただきたいと考えております。

なお、本日は傍聴を希望される方はいらっしゃってはおきませんので報告させていただきます。

次に、議事録の公開についてです。

皆様の御発言につきましては、みどりの推進審議会会議録としまして、新宿区のホームページにおきまして公開いたします。あらかじめ御了承のほど、お願い申し上げます。

なお、本日の会議でございますが、会場の都合上午後３時半を目途に終了させていただきたいと考えております。御協力よろしくをお願いいたします。

続きまして、マイクの使い方です。

発言の際には、お手元のマイクで発言をお願いいたします。使い方としましては、一番手前のボタンを１回押していただき、緑のランプがつきましたら発言をお願いしたいと思います。発言が終わりましたら、ボタンをもう一回押していただきまして、ランプが消えましたら発言は終了ということになります。御協力よろしくをお願いいたします。

続きまして、資料の確認を行います。

お手元の資料ですが、まず、議事次第、そして、クリップで留まっている一連ですけれども、資料１「みどりの推進審議会委員名簿」です。次が、資料２としまして、「保護樹木等の指定及び解除について」、資料３としまして、「指定及び解除審議対象樹木の写真」。こちらは回収資料になります。資料４としまして、「みどりのモデル地区の指定について」、資料５としまして、「新宿区みどりの条例及び同施行規則」。そして、これからは別冊になりますけれども、資料６としまして、少し小さい冊子、「みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック」、そして、資料７としまして、「新宿区みどりの基本計画（改定）」、そして、資料８、「新宿区みどりの実態調査報告書（第９次）」。

過不足等ございませんでしょうか。ない場合は途中でも申し出いただければと思います。

なお、資料３の「指定及び解除審議対象樹木の写真」につきましては、非公開資料ですので、お帰り際には回収させていただきます。また、資料７と８の冊子につきましても、回収とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

会長よろしくお願いいたします。

◎審議

斎藤会長 それでは、議事次第２の審議に進みたいと思います。

本日の審議事項は、保護樹木等の指定及び解除についてです。

事務局より説明をお願いします。

土木管理課長 それでは、本日御審議いただきます保護樹木等の指定及び解除について、資料

2に基づき説明させていただきます。

本日御審議いただく案件は、民有地の保護樹木の指定と解除に関するものとなります。

なお、公有地の保護樹木につきましては、今回は指定・解除とも対象がございません。

詳細につきましては、担当のほうから映像を交えて説明させていただきます。室内の明かりを暗くさせていただきます。

事務局（八住） みどりの係長の八住と申します。よろしくお願いいたします。

まず、明かりを消す前にお手元に資料2の「保護樹木等の指定及び解除」について簡単に御説明させていただきます。

申し訳ございません。着座にて説明をさせていただきます。

一部色掛けをしているところがございます。指定については青、解除については黄色で色掛けをしているところがあるんですけども、こちらは保護樹木をお持ちの方だったり、複数お持ちの方、例えば、指定ですと、今までも保護樹木を持っていた方ではなく、新たに保護樹木を所有される方について、青で色掛けをさせていただいております。それから、解除につきましては、1本だけ持っていて、今回、なくなってしまうので、完全に保護樹木の所有者ではなくなる方に黄色で色掛けをさせていただいております。

後ほど御説明するとおり、増減といたしましては、1件所有者の方が増えて、3名の方が所有から外れるということで、差引き2件で11本という形になるということでございます。

それでは、前のパワーポイントとお手元の資料2・3を御覧いただきながら説明を聞いていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず御審議いただく保護樹木等の指定及び解除件数は、前のスクリーンのとおりとなっております。

公有地保護樹木は、指定・解除ともに案件はございません。

民有地保護樹木が、指定件数4件、指定本数8本、それから、解除件数が13件、解除本数が19本となっております。

民有地保護樹林及び保護生垣につきましては、今回、指定・解除ともに案件はございません。

それでは、保護樹木の指定の案件から御説明をいたします。

民有地の保護樹木の指定案件です。

件数は4件、本数は8本です。

1件目は、大京町の個人宅にあるイチョウです。

2 件目が、新宿一丁目の町会が所有するケヤキです。

3 件目が、下落合二丁目の神社が所有するケヤキ 1 本、クスノキ 1 本の合計 2 本です。

4 件目は、河田町のお寺が所有するイロハモミジ 2 本、クスノキ 1 本、ヒマラヤスギ 1 本の合計 4 本です。

それでは、1 件ずつ御説明をいたします。

1 件目、大京町の個人宅の庭にあるイチョウです。

このお宅には、平成27年に指定したブナの保護樹木があり、昨年 9 月にこの保護樹木の調査を行った際に、保護樹木の対象となる別の樹木があったことから、所有者と協議の上、保護樹木に指定する了解をいただいたものです。

株立ちで、それぞれの幹回りが 1 m、0.98m、高さ11mのイチョウです。

敷地内の区道に接している近くに生育しており、毎年所有者による剪定などの管理が行われていて、外観上幹に目立つ腐朽も見られず、樹勢も良好です。

2 件目、新宿一丁目にあります神社の敷地内にあるケヤキです。

所有者である町会の代表が、区のホームページを見て御相談をいただいたものです。

現地で立会い調査を行ったところ、保護樹木の候補になる樹木がありましたので、指定をお諮りするものです。

幹回り 1.46m、高さ13mのケヤキです。

建物に近いところに位置していますが、外観上幹に目立つ腐朽などは見られず、樹形・樹勢ともに良好です。

3 件目、下落合二丁目の神社にあるケヤキ 1 本、クスノキ 1 本です。

この神社はケヤキやクスノキなどの保護樹木が 7 本あり、昨年10月に保護樹木を 2 本伐採してしまったとの連絡がありまして、現地の調査を行った際に、新たに 2 本保護樹木の対象となる樹木があったことから、所有者と協議の上、保護樹木に指定する了承を得たものです。

1 本目、幹回り 1.24m、高さ 9 m のケヤキです。

毎年剪定が実施されておりまして、外観上幹に目立つ腐朽などは見られず、樹形・樹勢ともに良好です。

2 本目、株立ちで、幹回りがそれぞれ 1.55m、1.5m、高さ10mのクスノキです。

区道に近いですが、毎年剪定が実施されており、外観上幹に目立つ腐朽などは見られず、樹形・樹勢ともに良好です。

4 件目、河田町のお寺にあるイロハモミジ 2 本、クスノキ 1 本、ヒマラヤスギ 1 本です。

昨年11月に所有者から敷地内の別の保護樹木について解除の相談があり、現地で解除としての調査を併せて行ったところ、基準を満たしている樹木があったため、今回、指定についてお諮りするものです。

1 本目、2つの幹で双幹といいますけれども、2本立ちで、幹回りがそれぞれ0.97m、1.41m、高さ10mのイロハモミジです。

お寺の庭園にありまして、自然樹形が保たれており、一部腐朽はありますが、全体的に樹勢は良好です。

2 本目、幹回り1.64m、高さ15mのクスノキです。

こちらも庭園にありまして、外観上幹に目立つ腐朽などは見られず、樹形・樹勢ともに良好です。

3 本目、幹回り1.61m、高さ9mのイロハモミジです。

こちらも庭園にありまして、一部幹に腐朽は見られますが、樹勢は良好です。

4 本目、幹回り2m、高さ10mのヒマラヤスギです。

毎年剪定が実施されており、外観上幹に目立つ腐朽などは見られず、樹形・樹勢ともに良好です。

続きまして、保護樹木の指定解除について御説明いたします。

民有地保護樹木の解除の案件は、13件、19本です。

1 件目は、原町三丁目のソメイヨシノです。枯れてしまったため、解除の申出がありました。

2 件目は、若葉一丁目のアカメガシワです。枯れてしまったため、解除の申出がありました。

3 件目は、上落合三丁目のソメイヨシノです。樹勢が弱くなり、回復の見込みがないということで解除の申出がありました。

4 件目は、下落合二丁目のコブシです。枯れてしまったため、解除の申出がありました。

5 件目は、下落合二丁目のスダジイ1本、ケヤキ1本の合計2本です。倒木のおそれがあり、伐採処理により滅失したため、解除の申出がありました。

6 件目は、中落合三丁目のサンゴジュです。樹勢が弱くなり、回復の見込みがないということで解除の申出がありました。

7 件目は、中井一丁目のイチョウです。建築行為に伴い伐採するということで、解除の申出がありました。

8 件目、河田町のケヤキ 4 本、イチョウ 2 本の合計 6 本です。管理が困難になったため解除したいということで、解除の申出がありました。

9 件目は、下落合四丁目のクリです。枯れてしまったため、解除の申出がありました。

10 件目は、北新宿三丁目のケヤキです。樹勢が弱くなり、回復の見込みがないということで、解除の申出がありました。

11 件目は、高田馬場四丁目のソメイヨシノです。樹勢が弱くなり、回復の見込みがないということで、解除の申出がありました。

12 件目は、市谷加賀町二丁目のナラです。枯れてしまったため、解除の申出がありました。

13 件目は、中井二丁目のアカマツです。こちらも、枯れてしまったため、解除の申出がありました。

それでは、個別に御説明させていただきます。

1 件目、原町三丁目の学校の敷地内にあるソメイヨシノです。

昨年の 8 月下旬に葉の全てが突然茶色くなり、今後、回復の見込みがない状況となっています。枝もほとんど枯れてしまっているため、指定解除をお諮りします。

2 件目、若葉一丁目の学校の敷地内にあるアカメガシワです。

昨年の 10 月上旬に、所有者から枯れてしまったので指定解除したいとの申出がありました。根元には虫による食害の跡も多く、生きている枝葉もない状況です。小学生が通学する道路にも面しており、枯れた枝が落下したり、倒木したりすると事故が起りかねない状況であることから、指定解除をお諮りします。

3 件目、上落合三丁目の個人宅の敷地内にあるソメイヨシノです。

所有者から樹木の根元が腐朽しているとの連絡があったため、昨年 10 月にレジストグラフによる精密診断を行ったところ、地上から 30 c m の高さでの幹の腐朽空洞率が 72.6% であり、倒木の危険性が高いため、指定解除をお諮りするものです。

レジストグラフによる腐朽空洞部の想定断面図はこのようなになっています。赤で囲まれているのが想定される空洞部分です。

4 件目、下落合二丁目の個人宅の敷地内にあるコブシです。

敷地内に 8 本の保護樹木があり、そのうちのコブシ 1 本が枯れてしまったとのことで連絡がありました。現地調査を行ったところ、枯死しているのを確認したため、指定解除をお諮りします。

5 件目、指定の 3 件目で御説明した下落合二丁目の神社の敷地内にあるスダジイ 1 本、ケ

ヤキ 1 本です。

所有者から保護樹木を 2 本既に伐採してしまったとの連絡があり、現地でお話を伺ったところ、日常の管理を行っている造園業者から倒木の危険性があると言われたので伐採してしまったとのことでした。その後、区で配布している保護樹木の手続に関する書面を見て、事前に申請が必要なことに気づいて区に連絡したという流れでした。

所有者には、今後、同じような保護樹木で伐採するようなことがあれば、事前に相談してほしい旨を御説明いたしました。なお、保護樹木の滅失については、このようなことがないよう、機会を捉えて、手続のチラシなどを所有者の方にお送りしているところです。

倒木のおそれがあり、既に伐採処理により滅失していることから、指定解除をお諮りします。

1 本目、幹回り 1.51m のスダジイです。前の左の写真は平成 28 年 11 月に撮影したものです。

2 本目、幹回り 1.83m のケヤキです。同じく左の写真は平成 28 年 11 月に撮影した当時の写真となっております。

6 件目、中落合三丁目の個人宅の敷地内にあるサンゴジュです。

昨年 10 月に所有者から連絡があり、所有している保護樹木のソメイヨシノ 1 本とサンゴジュ 1 本が、どちらも枯れ枝が出てきているので心配であるとの御相談がありました。そのため、レジストグラフによる精密診断を実施したところ、ソメイヨシノは外観診断で問題がなく、腐朽率も 15% という結果でしたが、サンゴジュは高さ 65 c m のところで腐朽空洞率が 69.9% と高く、コフキタケもついていることから、倒木の危険性が高いと判断し、指定の解除をお諮りするものです。

レジストグラフによる腐朽空洞部の想定断面図はこのようになっております。コフキタケも根元のところについているような状況になっております。

7 件目、中井一丁目の個人宅の敷地内にあるイチョウです。

所有者から建物の建て替え工事の支障になるため、指定を解除したいとの相談がありました。現地で調査したところ、樹木の位置がかなり建物に近く、支障になることを確認したため、指定の解除をお諮りするものです。

8 件目、指定の 4 件目で御説明した河田町のお寺が所有する敷地内にあるケヤキ 4 本、イチョウ 2 本の合計 6 本です。

全て墓苑といいますか墓地の中に位置しておりまして、お墓参りに来られる方から枝が落ちたときにけがをしてしまう、落ち葉で滑って転んでしまうなどの苦情を多く受けており、

維持管理に苦慮しているため、伐採したいので解除したいとの御相談がありました。

所有者の方としては、毎年剪定や落ち葉掃除などをこまめに行っているが、費用面や仕事内容の面でも厳しくなっており、どうしても解除したいとのことでしたので、指定の解除をお諮りするものです。

なお、指定の件でお諮りした樹木4本は、庭園などお墓参りに来られる方の動線には直接影響の出ない場所にあるものです。

1本目、幹回り1.98mのケヤキです。

2本目、幹回り1.8mのケヤキです。

3本目、2本立ちで、幹回りがそれぞれ2.34m、1.91mのイチヨウです。

4本目、幹回り1.85mのイチヨウです。

5本目、幹回り1.53mのケヤキです。

6本目、幹回り1.31メートルのケヤキです。

9件目、下落合四丁目のマンションの敷地内にあるクリです。

昨年11月に、所有者から保護樹木が枯れてきたので様子を見て欲しいとの連絡がありました。現地を調査したところ、ほとんどの枝に葉がついていない状況で、大きな枝も枯れており、全体的に枯死していると判断しましたので、指定解除をお諮りするものです。

10件目、北新宿三丁目のマンションの敷地内にあるケヤキです。

昨年9月に、マンションの所有者の方から樹木の根元が腐朽しているので見てほしいとの連絡があったため、レジストグラフによる精密診断を行ったところ、高さ40cmのところで腐朽率が66.3%となりました。根元にコフキタケもついており、近くに淀橋第四小学校があって、通学路に面していることでもあり、枝の落下や倒木などにより事故が起こりかねない状況であることから、指定の解除をお図りするものです。

レジストグラフによる腐朽空洞部の想定断面図です。

11件目、高田馬場四丁目の個人宅の敷地内にあるソメイヨシノです。

昨年10月に、所有者から保護樹木にベッコウタケがついているので伐採したいとの連絡がありました。現地を調査したところ、葉がまだ茂っていて、樹木の状態も悪くないので、一度レジストグラフによる精密診断をしてから判断することになりました。その結果、高さ20cmのところで腐朽率が68.5%となりました。

所有者とも相談し、道路際にあつて、倒木の恐れがあるため、この春にもう一度花を見てから伐採するということになりましたので、今回、指定の解除をお諮りするものです。

レジストグラフによる腐朽空洞部の想定断面図です。ベッコウタケなども何か所かに生えております。

それでは、12件目、市谷加賀町二丁目の個人宅の敷地内にあるナラです。

昨年11月に保護樹木の存在する住所で緑化計画書が提出されました。緑化計画書の図面には保護樹木の記載がなく、提出してきた事業者も存在を把握していませんでした。以前から所有者には保護樹木の現状確認のために連絡を繰り返し試みていましたが、連絡が取れない状況で、敷地の外からもほかの樹木が鬱蒼としているため保護樹木の確認ができない状況でした。緑化計画書の認定にも関わるため、事業者から所有者に連絡をつないでもらい、敷地内の樹木の調査を行った結果、既に枯死していたことを確認したので、指定の解除をお諮りします。

最後、13件目、中井二丁目の個人宅の敷地内にあるアカマツです。

昨年12月に、所有者から保護樹木が枯れてきたので様子を見てほしいとの連絡がありました。現地を調査したところ、ほとんどの枝に葉がついていない状況だったため、全体的に枯死していると判断しましたので、指定解除をお諮りします。

以上で、保護樹木等の指定及び解除の説明を終了します。

なお、ただいま御説明いたしました保護樹木等の指定及び解除を御承認いただけますと、承認前と比べて保護樹木の総数が減ることになりまして、民有地保護樹木が1,298本で、前回から11本の減となります。なお、公有地保護樹木は38本、保護樹林は9万1,614平方メートル、保護生垣は1,287mで、前回から増減はございません。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

斎藤会長 ただいま事務局より説明のありました保護樹木等の指定及び解除について、御質問や御意見がありましたら、お聞きしたいと思います。

どなたかありますか。

吉川委員。

吉川委員 御説明、御苦労さまでした。

ただ、1点、引っかかった点がございます。

何か業者が見つけて伐採したとかいう話がありましたね。ちょっとそれは納得できないですね。

保護樹木ですね。業者が見つけて、それで伐採した後から連絡が来たとかいうのは、そこら辺お話を聞かせていただきたいと思います。

斎藤会長 事務局、お願いします。

事務局（城倉） これは神社ですけれども、しばらく行っていなかったのも、それまでの経過がよく分からない部分があります。

1つは、神社の神主さんが、代替わりをして若い人になり、保護樹木制度のことをよく理解されていなかったところがあるのではないかなと推察されます。

敷地内に樹木が何本もあった中で、保護樹木について区に連絡をすることを失念していたとか、覚えていなかったということで、切られてしまったのですが、先ほど説明させていただいたように、今後はそういうことのないようにということを伝えました。私どもも、実際、現地に行ったときに、これからはきちっと連絡をして、確認をしてから伐採するようというお話をしました。

その代わりと言うわけではありませんが、ほかに保護樹木になりそうな木があったので、その樹木を指定させていただくというような経緯です。

吉川委員 今、お話を聞きまして分かりましたが、区からもそういうことがないようにという催促した注意を申し上げたそうなのですが、私、委員としてもそういうことがないように、今後、よろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

斎藤会長 今の件なんですけれども、保護樹木って全部札がついているんですか。

吉川委員 普通ついているのが一般的でございます。中には、途中でとれたものもあるかどうか分かりませんが、ついているのが本筋だと思います。

斎藤会長 造園業者と言われると、私、造園だとかいるもんですから。業者の人もその看板を見たら、ただ切り捨てじゃなくて、ちゃんとお客さんに一言言うんじゃないかなって思ったので聞いたんですけれども。

もれなく一応ついているんですね。

事務局（城倉） 区内業者ですと、もうそのことは分かっているのですけれども、多分、よその区の業者だと思います。

それから、看板については、古いものは順次入れ替えているのですけれども、年数が経つと劣化して字が読めなくなってしまった、取れてしまったりというのはかなりあります。件数が多いですから、まめに見に行けないところがあって、気がつき次第新しい看板を作って取り替えるようにはしていますので、よろしくお願ひします。

吉川委員 よく分かります。そういうことがないように、よろしくお願ひしたいと思います。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかに。

はい、どうぞ。

椎名委員 今のであれなんですけれども、恐らく区外の業者さんも、新宿はいいマーケットですから、たくさん来ると思うんですよね。ですから、保護樹木だけじゃなくて、そこにもう一つ看板なんかやったらいいんじゃないですかね。何かの場合は区に連絡するようにというのを、業者が代行できるような形で何か考えられるといいんじゃないですかね。恐らくね。

渡辺委員 そのシールも年中変えているわけではないですよね。

私、実は実家がお寺で、今、私の隣ですけれども、杉並に別院がありまして、保護樹木1本あったんですけれども、プレートが小さいですね。また、そこに余り大きいものを立ててしまうと景観が害されるというか、ちょっと工夫なさればいいかなと。

何かお手紙が行くのは必ずその所有者に行くんですか。毎年行っているんですか。広報活動というか、そういうお手紙は行っていないんですか。

事務局（城倉） 年に1回助成金の申請がありますので、いろいろな情報を含めた手紙を毎年お送りさせていただいています。

渡辺委員 ああ、そうですか。じゃ、そのときに代が替わっても次の方は分かりますよね。

事務局（城倉） 一応、そういう仕組みにはなっているのですが、毎年の事でよく読まない方もいらっしゃるようで、もう少し何か工夫ができたかなとは考えております。

渡辺委員 多分、お切りになったのはよほどのことだと思いますので、しょうがないかなという感じもいたします。

斎藤会長 はい、どうぞ。

ほかに。

渋谷委員、お願いします。

渋谷委員 まず、お伺いしたいんですけれども、12番の、空き家で、敷地管理者がいないんでしょうか。

斎藤会長 解除の12番ですね。

いかがでしょうか。

事務局（城倉） もう一度、内容……。

渋谷委員 解除の12番の件なのですが、見たところ、空き家で、敷地管理がされていないようにも見受けたんですけれども、そのような状態なのか、そうではないのか、まずお聞きした

いと思います。

事務局（城倉） これは、調査をしたいということで、度々所有者に御連絡を差し上げていたのですけれども、実際にはここに住んでいないようで、結構広い土地なののですけれども、空き家が五、六軒あって、周囲を塀に囲まれていて一切入れず外からも見えないという状況でした。

何度も所有者に入らせてもらいたいとお話をさせていただいたのですけれども、なかなか電話しても連絡も取れないし、この地に住んでいないようで連絡が取れずにいました。

先ほど御説明しましたように、たまたまここで敷地全部を再開発する計画を請け負っているコンサルから連絡がありまして、この敷地内に保護樹木があるので見させてもらえないかと頼んだところ、直接所有者とはまだ話はできていないのですけれども、コンサルを通して許可をいただいて、コンサル立会いのもとに中に入らせていただきました。

中は本当に鬱蒼としていて、保護樹木以外にも大きな木があり、空き家もたくさんある中で、やっとこの木を見つけましたが、見つけたときにはもう写真のような状態でした。

樹名板には「ナラ」と書いてあるのですけれども、ナラかどうかよく分からない。もう幹がほとんど朽ちてしまって、根元がへこんで穴が空いていて、調べに行ったときにその穴に落ちこちてしまったのですけれども、よくこんな状態で長年置いてあったなというような感じでした。

今度は、もう開発してしまうので、全くきれいになるのかなと思います。

この所有者は、少し離れたところにもう1本保護樹木を持っていたまして、そちらのほうは健康な状態で、そのまま引き続き保護樹木として登録していただいています。

洪江委員 よく分かりました。ありがとうございます。

お伺いしたのは、近年、空き家が増えて、敷地管理ができていないところが増えていて問題になっているので、ここに限らず、敷地管理をしていないで保護樹木になっていて、倒木とか、そういうことがあるといけないので、何かそういった所有者が管理していない空き家に近い敷地を把握する必要があるのかなとは、少し思いました。コメントです。

以上です。

斎藤会長 ありがとうございます。

すみません。保護樹木の補助金というのは毎年申請でしたね。

事務局（城倉） はい、保護樹木がなくなったり、新しく増えたりすることがあるので、毎年確認をして申請するということになります。

斎藤会長 そうすると、今のこれは数年申請がなかったと思っていいんでしょうか。

事務局（城倉） 申請はあったのですけれども、確認ができていなかったのでもうどうしようかというところがありました。というような状況です。

斎藤会長 この状況だと、1年前以上に倒れたのかなみたいな感じがするので。

事務局（城倉） もう相当前、10年以上恐らく経っているんじゃないかと思われます。

ただ、連絡が取れないし、敷地の外側をぐるっと一周してみても全然見えないのですね。

そういう状況だったので、なかなか確認が取れなかったというのが現状です。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

山崎委員。

山崎委員 素朴な疑問になってしまうのですが、今、ここに全部で保護樹木が1300本以上ありますが、毎年、何割ぐらい調査に見に行かれていますか。

事務局（城倉） 十数年前から調査をしていて、ほとんどのところは連絡が取れて、大きな木についてはほとんど調査が終わっています。

ただ、この件のように、なかなか調査ができなくてそのままになっているのは、今はもうほとんどなくなりましたが、まだ1件、2件は残っているのかなという状況です。

ただ、毎年は見に行ける状況ではあくて、今までも10年近くかかっています。新たな解除や指定のために調査に行ったりというのが間に入ってきますので、理想は毎年のように見られればいいのですが、なかなかそういう状況ではないというふうに考えています。

事務局（八住） 補足なんですけれども、先ほども言いましたように、職員が毎年何か所か行けると、何か所も行っているのですが、どうしても1人、2人なので回れないということです。

詳しくは載っていないのですが、お手元の資料8のとおり令和2年度に新宿区のみどりの実態調査というのをやっておりまして、ここで、一応、保護樹木全部を回るということで委託に出したのですが、今回の市谷加賀町みたいに、委託でも勝手に委託の業者が敷地に入るわけにはいかないで、必ず所有者の方に連絡を取って、いついつ伺いますということで、一応、全か所見るというふうにはなっていたのですが、所有者に連絡が取れないというところはどうしても入れないので、それは結果が出ていません。

所有者にまず連絡が取れないということも含めて報告が上がってきて、この市谷加賀町についても、所有者と連絡が取れないし、外からも見られないのでということで、報告は受

けていたので、担当の職員ともこれからどうしていくかという相談をしていたときに、たまたま緑化計画書で出てきたので、今回、逆に解決したというところもあります。

ですので、一応、頑張って令和2年度にはなるべく全部見るような形で業者にも頼んで、職員は毎年何か所かずつまた行ってということで、両輪でやったりはしています。

山崎委員 ちょっと思ったんですけれども、例えば写真を毎年撮ってもらって、送ってもらって、まずはチェックするというのは難しいでしょうか。

事務局（城倉） 可能なのですけれども、ただ、現在、お歳を召した所有者の方が結構いらっしやいまして、なかなかそういう対応ができないということがあります。

若い人ならスマホで撮って、スマホのメールで送るということはあるかと思いますが、そうできない方は、写真を撮って現像して、それから区に郵送してとなると、なかなかそこまで頼むのはちょっと難しいのかなというような気がします。

何かあれば連絡いただいて、私どもが必ず見に行くようにしています。ちょっと樹木に変化があった、少し弱ってきたですとか、ちょっと伸び過ぎただけけれどもどうにかならないかとかいう御相談があれば、すぐに見に行くようにしていますので、そういう対応の中でやらせていただければなと考えています。

山崎委員 ありがとうございます。

椎名委員 今、実態調査で調べたというお話ですので。

保護樹木の状況というのは、76ページに出ているんですね。この時点では、全体で保護樹木が1,263本。これは令和2年度に調査したものでしょうね。1,253本ですから、10本ほど見られなかった。そのうちの1本がこれかもしれませんけれども、このときに恐らく立ち会っているわけですから、スマホで写真を撮るのは可能だと思いますね。

ですから、このみどりの実態調査の中で、きちっとデータとして残せる可能性は高いと思いますね。樹勢調査をやっているわけですから、簡単に写真が撮れると思います。

そんな工夫をされたらいいんじゃないですかね。

斎藤会長 ありがとうございます。

事務局からはいかがですか。

事務局（八住） 一応、写真も撮ってもらったりはしているんですけれども、今後もそのあたりも含めて検討させていただきたいと思います。

斎藤会長 ほかにいかがでしょうか。

手塚委員 資料の8番の河田町なんですけれども、これはお寺さんというふうになっていまし

て、私、どうしても聞き逃せなかったコメントがあって、単に老朽化とかじゃなくて、これはイチョウの葉っぱが落ちて、そこにお参りに来るお客様がその葉っぱで滑るからという苦情があって云々と聞いたのが、何か聞き逃がせなかったんです。

例えば、落ち葉が落ちるのは当たり前なんで、それがお寺さんの管理なので、落ち葉をこまめにはいて、その苦情を払拭するということもできるんじゃないかなと思うんです。何か落ち葉が落ちて滑るからという理由はすごく安易だなと思っているんですが、いかがなんですか。それが一つの理由に入っているとしたら、それは説得できないんでしょうか。もし育っているのであればね。滑るからお客さんから苦情というのは、私は何か腑に落ちないんですけれども、いかがでしょうか。

事務局（城倉） この件ですけれども、住職と話をしました。

3年ぐらい前に、代替わりではなくて跡継ぎがいないため本山から代わりの住職がいらっしゃたそうです。でも、前の映像のまともって上の1つ出っ張っているところ、あれは全体がお墓なんですね。

保護樹木に指定されたのは、「S49」と書いてありますけれども、あれは昭和49年なんです。この制度ができて2年目。もう50年経っています。

ここのお墓はすごく古いお墓なんですね。

手塚委員 ごめんなさい。私、見ていないので、何もそこは言えないんです。

事務局（城倉） 極端に言うと、昔の形のお墓というのはですか、大きな石の上に陣笠みたいに屋根みたいなのが乗っている造りの墓で、もうある程度風化しているし、東日本大震災のときも幾つか倒れていると。

説明の中にはなかったのですけれども、樹木も保護樹木に指定してから50年。指定するときにはすでに相当大きかったはずなんです。

すぐ近くに古いお墓がたくさんあって、石を押していたりとか、すぐ近くまで枝が伸びているとか、そういうことの苦情も住職さんのところへたくさん入ってきているようです。そういうことも含めて、なかなか管理が難しい。

前の住職さんのときもそうでしたが、以前から近隣の家からも苦情が来るし、切りたいと言っていたのですけれども、区からずっと何とかそのままにしてくださいというお願いはして、区が落ち葉の回収はしますよと。ただ、掃くことまでは区ではできないので、そういうことで、毎年、冬場には所有者さんが集めた落ち葉を区が回収しに行っている状況で今年もやりました。

できればという話だったのですけれども、樹木の所有者はお寺さんなので、区で絶対に残してくれとはなかなか言いにくいところがあります。

助成金もお支払いはしていますけれども、金額的にはかなり安いので、これだけの数があると負担もかなり大きくなると。先ほど言いましたように、檀家さんからも苦情が来るということをいろいろ言われまして、今回、もう仕方がないかなということで解除の申請が提出されました。

その代わりと言ってはなんですが、お寺の境内にはまだ木がたくさんあったので、該当するものについては保護樹木にさせていただいたというような経緯がございます。

手塚委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

斎藤会長 今の件ですか。

椎名委員 今の件です。

斎藤会長 お願いします。

椎名委員 このお寺さん、写真で見るとよく管理されていますよね。これは毎年剪定をして、そういうことが起きないように頑張っていますね。これは何年も頑張っていますよ。これを見て、すぐ分かりますね。

そういう点では仕方がないのかなと。今までの努力というか、それに対してはしようがないのかなと。

ほかの場所で、保護樹木、そういう影響がないところでやれるのなら、そっちを生かしてという感じはありますね。

斎藤会長 確かに、ちゃんと管理されているという樹形ですね。

山本副会長 今の件でいいですか。

斎藤会長 はい、どうぞ。

山本副会長 今の件なんですけれども、委員がおっしゃっていたとおりよく管理されて、余り枝が張らないように剪定もされているという印象です。

所有者の方の意向は強いと思うので、いろいろ苦渋の決断の中でもう切らざるを得ないのかなというふうな話なのだろうと推測しました。

お寺だとか神社が持っている樹木は非常に貴重で、こういうところで大きな樹木が残っていないと都市の中で大きな樹木ってなかなか残っていないのではないかとという危惧はあります。

そういうときに何か役立つ情報の集め方があるのではないかと少し思っています。先ほど

お墓を押すという話がありましたが、例えば、所有者との相談の中で場所を移してもよいという相談ができてうまくいったような事例、このような良い事例があれば、それらを情報としてまとめておいて、こんなことができるのではないかという事例集があってもよいかもしれません。

現状では、行政と住民との1対1の対応の中で、維持がなかなか難しいと言われると、結論も難しいよねという話になると思うのです。他にこういう事例もありますよというようなことを御紹介いただくのも一つの手かなとは思っています。

斎藤会長 今の件についてはいかがでしょうか。

事務局（城倉） できればそういうふうにして説得したいのです。所有者側としては本当にせっぱ詰まるころまでは我慢しているようなところがあるので、そういういい情報があればお伝えするようにしたいと思います。なかなか難しいというのが現状かなと思います。ありがとうございます。

斎藤会長 私、一点だけ確認というか、手塚委員が言われたように、落ち葉が滑って危ないから解除しますというのが、たしかこれは議事録とかそういったところに一切出てこないんですよね。

それが理由になるんだというのが普通に出来るように、今までは倒木とかそういうのは既にいろいろなマスコミでも出ているんで、皆さん、納得されると思うんですけども、落ち葉で滑って転んだからということを入れるかどうかというあたりは、ちょっとネガティブな話で申し訳ないけれども、審議会としてどうなんだろうというのは気になるんです。すぐということではないのですけれども。

そもそも今の解除の理由については公開されますよね。

事務局（八住） されます。議事録として公表します。

斎藤会長 なるほどね。

どうでしょうか。

渡辺委員、お願いします。

渡辺委員 先生、イチョウの葉って枯れないんですよね。ですから、イチョウの葉があるとすごく滑るんですね。だから、その気持ちは分かります。

そこまでお手入れして、この間の審議会でも、葉っぱがいっぱいで大変ということは出ましたね。役所でその葉っぱを持っていくけれども、そこまでのことはやってくださいと。ですから、多分、よほどのことだと思いますので、やむを得ないかなと思っております。

斎藤会長 そこら辺は委員全員で共有しておかないといけないのかなという気はします。

池邊委員 転んだとかいう、実際に事故があったわけではないんですよね。

事務局（城倉） それは住職さんの言い分です。私どもが確認したわけではないので。一つは解除したいがための理由かもしれません。それは何とも言えないのです。

池邊委員 それがお寺さんの中で回っちゃうと、本当にさっきの委員の話じゃないですけども、大事な神社の境内林がどんどんなくなるような話になります。

事務局（城倉） ただ、墓地の敷地の割には木がすごく多い。平らなところで何も無いところなら掃くのも掃きやすいんでしょうけれども、墓石の間に入っちゃって、なかなか掃除も大変なのかなという気はします。

ほかのお寺の例で、今回、直接何の関係もないのですけれども、掃除する専門の人を雇って清掃しているところもあることはあります。ただ、そういうふうにしてやりなさいというわけにもなかなかいかないものです。

斎藤会長 解除申請の理由がイチョウの落ち葉ということで審議会として了承するのはどうかという委員からの御意見がありました事務局いかがでしょう。

事務局（城倉） 樹木が墓石を動かすからとかということを経由に付け加えさせていただければいいのかなと思いますが。落ち葉のこともあります。実際は墓石を動かしたりとかいうことがありますよと。

斎藤会長 私、会長としては、具体的に今の話のように理由を追加するかしないかはともかく、我々の委員の間では、落ち葉だけで解除するというのは、多分、今後あり得ないだろうと思います。これに関してはそういうふうに意見をいただいたので、それが表記されているかどうかは事務局で御判断いただいてということでよろしいかなと思います。

事務局（八住） すみません。補足をさせていただきます。

ここではなくて、別のお寺でも、お墓の近くに木が植わっていて、どうしても押してしまうという話がありました。

今回の河田町なんかでも、8-2のケヤキですとか、8-3のイチョウなんかはかなりお墓に近いということで、根っこで、多分、石をかなり押してしまうということで、直接はそういう御意見は出なかったかもしれないんですけども、我々が見ても、これは結構問題かなと。

先ほども城倉のほうで申したとおり、昭和49年ということで、50年前ということで、多分、50年前はもう少し細くていい感じだったのかもしれないんですけども、どんどん太くなっ

て、狭いお墓の中で、古いお墓で、ちょっと個人的な話になると、私の実家のお墓なんかでも、中木が近くに植わっているだけでも、結構、骨壺の入っているところに根っこが入ってきちゃって、骨壺が押されちゃったりとかするので、多分、中でそういうことが起きているんじゃないかなという問題は、結構、私なんかでも実感できます。

昭和のときは1年に何百本と保護樹木に指定したりして、いろいろなところを指定していて、確かに残していきたいところはあるんですけども、現在の状況に合わないところも出てくるのかなということで、今回、所有者からはそういう話は出なかったかもしれないけれども、我々が見てもこれは厳しいのではないかという判断をして、解除ということに至ったということで御了解いただければと思います。

斎藤会長 ありがとうございます。分かりました。

池邊委員 戦後というか、さっきも昭和49年ということだったと思うんですけども、その頃に指定したものが、今後も多分同じような条件で解除になるというのは、かなり目に見えている条件かなということなのです。

例えば、今回のように何本も昭和49年から長くやってきたところには、希望があれば、どこかそのお墓と関係ないところに1本ぐらい新宿区から進呈していただく。それで新しい若木を育てていただく。

私は、今、日頃、公園も街路樹も高度経済成長期の前に育っていたものが、みんな老朽化して根上がりして……。根上がりって、値段ではなくて、根が上がってきて、どんどんみんな切れ切れという話になって、あると危ない、ベビーカーが危ない、車椅子が危ないという話になってきているので、更新ということに対してそろそろ検討をしなければいけないと思うんですね。

公園や街路樹は本当に多大なお金がかかるんですけども、こういうところについては、例えば、ここみたいに何本以上、しかも昭和の時代から長年にわたって管理してくださってきたところには、お礼みたいな形で、今後もこの若木をお寺さんで育ててくださいというようなことが、もし可能であれば、そういうことをしてもいいと思いますし、周りでそういう植樹祭なんかがあれば、地域の人々も、そこにそういうことがあったということがよく分かりますので、できればそのような制度を今後検討していただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

斎藤会長 御提案ということでよろしいでしょうか。ほか、ございますか。

伊藤委員。

伊藤委員 今回の会議の中で、代替わりしちゃってそれでというのがあったと思うんですね。

そもそも保護樹木をなぜ守らなければいけないのかという、そこら辺の意義づけもまた改めてみんなで、区全体で共有したほうがいいのかなどとも思います。

例えば、これはみどりの文化財とされているんですけども、そもそも文化財自体も何で守るのかといったところも、私らも長年苦勞しているところなんですね。

今、規定の大きさとかで基準を決めてやられていると思うんですけども、ただ、それが地域の歴史とか、神社等の社寺林なんていう話もありましたけれども、そういったところを戦略的に、どこを重点的に守っていくのかといったようなところも、全部満遍なく残していくのは、多分、難しい話だと思いますので、そこら辺も計画的に戦略的に考えられてもいいのかなと。

改めて、なぜ残していかなくてはいけないのかといったところも、代替わりしても、そこら辺は語り継がれる、もしくはどこかを見れば分かるというような情報発信なんかも必要なのかなとは思いました。

以上、感想です。

斎藤会長 ありがとうございます。これも検討いただくということでしょうね。

池邊委員 すみません、もう一点なんですけれども、先ほど山本委員がおっしゃられた社寺の樹木というお話の中で、今、伊藤委員がおっしゃられた文化財ということで、今までは保護樹木、保護樹林をやってきたんですけども、今、気候温暖化ということで、それだけ樹木とそれから樹木を育てるだけの土がそこにあるということ自身が、新宿区にとってとても重要な気候を低減させる要素になっていると思うんですよ。

ですから、文化財というか、銘木・古木とは違うので、そこに樹木と水と土がある。それに対して、区のほうから、それをやっつけてくださっている……。

多分、私もいつもよく聞きますけれども、それがあることで大きなお寺については完全に3度ぐらいは気温は下がっているはずなのです。

そういうような観点からも、予算ですとか、そういうところも含めて、新たな保護樹木・保護樹林の在り方みたいなものを少し考えていただくと、今の国際的な世の中の風潮にも合います。

実は、うちもわけ分からぬうちに1本枯死したんですね。考えてみると、保護樹木にしていただいたスタジイの大きいのがば一つとあって、その脇にエゴノキがあって、その脇にあった小さいのが枯死したので、完全に水が足りなかったのかなというふうに我が家も反省し

ているんです。

そんなようなことも兼ねて、今後はそういう保護樹木の存在意義というのをもう少し区民に対して、気候温暖化とか、CO₂もそうですけれども、そういうことに対して寄与しているというようなことを少し付け加えてやっていくというのも一つの方策じゃないかと思いますので、今後、御検討のほどをよろしくお願いします。

斎藤会長 ありがとうございます。

私は、さっき事務局のほうで検討って言ったんですけども、ちょっとこれは言い過ぎで、みどりの基本計画とか、そういうもっと上位のものがあるので、ここの審議会でやる内容ともっと上位の方にまで上げて考えていただきたいということと分けななきゃいけなかったのも、その辺も含めて整理いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかに。

以上で、よろしいでしょうか。

それでは、今、審議いただきました保護樹木等の指定及び解除について、原案どおりお認めいただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

斎藤会長 ありがとうございます。

◎報告

斎藤会長 それでは、議事次第の3の報告に進みたいと思います。

みどりのモデル地区の指定についてです。

事務局より説明をお願いします。

土木管理課長 それでは、本日の報告事項でありますみどりのモデル地区につきまして、資料4に基づき説明させていただきます。資料4を御用意ください。

みどりのモデル地区は、みどりの条例に基づきまして、みどりの保護と育成を進める地区として指定するものです。

みどりのモデル地区の指定及び解除につきましては、前回、令和6年第1回のみどりの推進審議会の審議で御了承いただきまして、区長決定を取っております。

詳細につきましては、担当より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局（見義） それでは、担当でありますみどりの係見義が御説明させていただきます。

みどりのモデル地区は、みどりの基本計画に基づいて施策を展開しておりますが、現在は

みどりの推進モデル地区として笹塚地域を、屋上緑化等推進モデル地区として新宿駅の周辺地域をモデル地区として指定していきまして、指定期間が次の令和7年3月31日で終了となっております。

新たなみどりのモデル地区につきましては、先ほど課長より説明がありましたように、令和6年8月22日の令和6年度第1回みどりの推進審議会の審議を経て、令和6年12月20日に区長の決定を受けました。

令和7年4月1日から以下の地区で、より高い施策を行っていく予定です。

図面の1は、新宿区を出張所等の管轄で分けたものになりますが、10の区域に分かれています。

その中で、みどりのモデル地区につきましては、みどりの推進モデル地区として、緑被率が低い地域において、新しく緑化の推進を図る地区として榎地域、みどりの保全モデル地区として、緑被率が比較的高い地域において、今あるみどりの保全及び緑化の推進を図る地区として落合地域、屋上緑化等推進モデル地区としまして、商業地域等の業務地域において、屋上、ベランダ、壁面等の緑化を推進する地区として、新宿駅と飯田橋駅と高田馬場駅の周辺地域を指定します。

2ページ目が、新たなモデル地区の新宿区の全体地域となっております。

青色が榎地域のみどりの推進モデル地区、赤色の一番下の大きい地域が従来も指定をしておりました新宿駅周辺の屋上緑化等推進モデル地区、左上が高田馬場駅の周辺地域、右側の赤い部分が飯田橋駅の周辺地域となっております、こちらを屋上緑化等推進モデル地区として指定します。左上の緑色の枠に囲まれていますのが、みどりの保全モデル地区となります落合地域となっております。

指定期間につきましては、令和7年4月1日から令和14年3月31日までの7年間を予定しております。

続きまして、3ページのみどりのモデル地区の対象及び施策案の表に基づき説明をさせていただきます。

こちらは、前回の審議会でいただいた御意見等を整理しまして、区のほうで以下の表にまとめたものです。

右側については施策（案）になりまして、黒字が現在も行っている施策、赤字は4月から新たなモデル地区で行う施策となります。

みどりの推進モデル地区につきましては、「（1）緑化計画書制度において、高木や生垣

を新設する場合に割増しして認定」。こちらは既存の施策になっております。

(2) 番、「接道部緑化助成制度において、高木や生垣、植樹帯を植栽する場合に割り増しして助成」。現在は高木と生け垣のみを割増しの対象としておりましたが、植樹帯についても対象とすることを考えております。

(3) 番、「接道部緑化助成制度において、植樹帯緑化の要件を緩和し、低木のみの植樹を助成対象に追加」。現在の新宿区の接道部緑化助成制度では、植樹帯緑化には必ず中木もしくは高木を入れることが条件になっておりますので、その要件を緩和いたします。

(4) 番、こちらは既存の規定ですが、「みどりの協定において、構成人数の要件緩和及び花苗支給の上限額と回数の増」を考えております。

次に、みどりの保全モデル地区ですが、こちらは今までないモデル地区でしたので、施策も全部新規のものになります。

(1) 番、「緑化計画書制度において、保護樹木指定基準と同等の樹木がある場合に割増しして認定」。保護樹木につきましては、年2回の審議会を経ないと指定ができないんですが、もし保護樹木にするということを同意書までいただけるのであれば、前倒しという形で、その条件で緑化計画書を認定するというのを、今、考えております。

次、「緑化計画書制度において、複数の高木を含むまとまった緑地がある場合に接道部緑化基準を緩和」。こちらは250平米以上の建築行為等を行う場合は接道部の緑化が義務なんですが、例えば、お庭などを残した形で建築計画を行う場合、その接道部の緑化を緩和して、保全のほうを優先しようという施策になります。

(3) 番、「保護樹木助成制度において、300㎡以上の小規模な樹林を「準保護樹林」に指定して支援を実施」。こちらは、現在、新宿区の保護樹林を500平米以上ということになっておりますが、なかなか500平米というものの対象が少ないものですから、取りあえずモデル地区として300平米以上の樹林を指定して支援を行っていこうということになっています。

次に、屋上緑化等推進モデル地区ですが、こちらは新宿駅の周辺地域に追加し、高田馬場駅と飯田橋駅の周辺地域を加えました。

施策としましては、(1) 番、「緑化計画書制度において、屋上や壁面やベランダを緑化する場合に割り増しして認定」。今までは屋上と壁面について割増しがありましたが、ベランダ緑化については新たに割増しを認定するものです。ただし、平面図上から見て2階、3階は重なっておりますので、重なった部分については対象外になります。

現在は、大規模な再開発についても割増しを認めていたのですが、今、大規模な再開発やタワマン計画など結構ありますので、そういったところについては割増しはなくしていこうということで、変更を考えております。

(2) 番、「屋上等緑化助成制度において、屋上緑化や壁面緑化を行う場合に割り増しして助成」。こちらについては現在もやっておりますが、そのまま制度を継続する予定です。

以上が施策の案になっております。

今年度中に規則や要綱の変更を行う予定になっております。

以上で説明を終わります。

斎藤会長 ただいま事務局より報告がありました件について、御質問等をお受けいたします。

吉川委員。

吉川委員 御説明ありがとうございました。

前任筆筒地区でございます。私、筆筒でございますので、前任者になるわけでございますが、みどり公園課の御指導をいただきまして、また、事業所、外堀、民間の方々の御協力により、緑被率アップした状態で引き継ぐことができることになりましたので、細かいことは抜きまして、そういうことでございます。どうもありがとうございました。御礼申し上げます。

以上でございます。

斎藤会長 どうもお疲れ様です。実績が……。ありがとうございました。

ほかにありますでしょうか。

藤田委員。

藤田委員 屋上緑化等推進モデル地区についてなんですけれども、現在、緑化計画書制度において菜園とかは対象に入っていなかったかと思うんですけれども、最近は菜園の需要が非常に増えてきて、下手なセダムによる緑化よりもよっぽど効果があって、さらに地産地消ですので、ぜひ菜園というのも加えてほしいというのが私の意見です。

斎藤会長 これはどうなのでしょう。

事務局（見義） 菜園や花壇については要望が出ておりまして、モデル地区とは関係ないところで、今、検討を進めております。

畑や草花の花壇がどうして駄目だったかというと、大体、お花は春に咲いたものが秋に枯れて、その後、冬の間植えてくれればいいんですけれども、次の春まで何もしないということが結構ございましたので、それがネックになっておりました。

一年草や菜園についても、今、認める方向で考えているんですが、ただし、一応、通年植栽をとという条件をつけさせていただいて、何もない枯れた状態に置いている時期をつくらないという条件で、今、モデル地区とは関係なしにそういう条件で認めていこうという方向で検討して、進めている状況でございます。

斎藤会長 どうでしょう。

藤田委員 はい、ありがとうございます。ぜひそういう方向を考えていただければと。

みどりのカーテンなんかも、夏場だけしかやらないんですけれども、熱的な環境を見ますと夏場はあったほうが全然いいんで、そういったものも認めていただけると助かると思います。

以上です。

斎藤会長 そうですね。確かにモデル地区というと先進的なという意味で、全体をやって当たり前みたいなことは、それなりのまた別な施策があるということかもしれないですね。ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

池邊委員。

池邊委員 このモデル地区になったということは、指定をしたということはとてもいいことなんですけれども、住民に対して、指定したということと、住民の方々が単純にこういう生け垣だとか、屋上緑化だとか、そういうものになったんだよねというだけだと何か効果が少し薄いのかなと思います。

さっきの吉川委員じゃないんですけれども、地域の方々が、コミュニティとして、ここがモデル地区になったということが喜ばしいと、自分たちもこのモデル地区になったということ誇りとしてみどりを大事にしていこうというような気持ちを持っていただきたいんですけれども、これはどういう形で区民の方々に、区報に載るだけでしょうか。それとも地域の方々に、なりましたみたいなことを何かあれするんでしょうか。知らないままだととてももったいない話だなと思います。

斎藤会長 事務局、お願いします。

事務局（八住） こちらのモデル地区につきましては、当然、「広報新宿」に載せるんですけれども、それ以外に地域の祭りが結構ございますので、そういうところに伺って、こういうことをするとこの地区だとおいしいことがありますよ、メリットがありますよ、だからどんどんみどりを増やしましょうみたいな話をさせていただきたいと思っています。

例えば、商店会さんですとか、なるべくその地元の窓口になるようなところに伺って、アピールなどもしていきたいと考えております。

池邊委員 ありがとうございます。

斎藤会長 いかがでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 すみません、度々。

地区協議会って御存じだと思うんですけども、私達は箆笥の特別出張所の2階の壁面にゴーヤを植えております。吉川委員と一緒にです。壁面緑化と一緒にやっています。本当は内藤とうがらしもやっていたんですが、内藤とうがらしはパテントとかそういうのができて、簡単に手に入らないようになったんですね。内藤とうがらしは来季はいたしません。

ゴーヤを植えておりますけれども、多分、葉っぱのほうが主のゴーヤだと思うので、余りよくならないんですね。なったものは、私達、老人給食で使わせていただいております。

ただ、1年に2回植えるというのはなかなか大変なことで、1回植えて、手入れして、あと土を耕して、公園ですから大体1年に1回ですね。

それから、公園のモデルガーデンのサポーターをやっております。出張所の裏と中町公園、それから新小川、3つに分かれておりますが、そこではお花はいいけれども、何か実のなるものはいけないと言われております。ですから、お花はやっております。緑化にはかなり貢献しておりますけれども、菜園まで行っていないので、ぜひそういうことができれば楽しいと思っております。

すみません。一言。

吉川委員 そのことでよろしいでございますか。

今、渡辺委員からお話ございましたので、ちょっと補足させていただきたいと思います。

みどりのカーテンというのは緑化推進で、みどり推進ということと、それはどういうことかと申しますと、温暖化が進んでおります。新宿区では区の方針として何とか温暖化を止めるような施策。これは区のお仕事としてやるだけじゃなく、民間でも幾らか協力していただくことがないかということで、じゃ、我々はみどりのカーテン。みどりのカーテンということは、樹木が冷却装置。自然に水を発散いたしますので、そのときに周りが冷たく冷えます。涼しくしてくれます。そういうことの利点を利用いたしまして、カーテンを設けて、幾らかでも涼しくということで、ほんの僅かでございますが、温暖化防止の役に立つんじゃないかということです。

誠に申し訳ないんですが、今お話しになったゴーヤの実については、実のほうは二の次なんで、ちょっと小さい実だったかもしれませんが、それはごめんいただきまして、ただ、給食として御利用していただけるということは大変嬉しく思っておりますので、その辺、温暖化防止ということで新宿区に御協力申し上げたいということでみどりのカーテンをやっておりますので、御理解いただきたいと思います。

ちょっと補足させていただきました。失礼いたしました。

斎藤会長 ありがとうございます。

たしか、施策案というふうに並んでいる裏には、地元でいろいろなことがあるということなんだと。それがあって進むわけですけども。

ほかにございますでしょうか。

山本副会長。

山本副会長 3ページのところなんですけれども、大学は季節柄、今、細かいところに結構目が行くようになっていまして、すみません。

まず、みどりの推進モデル地区の施策（案）の2番のところですけども、「植樹帯を植栽する」というのが、日本語的には据わりが悪いんで、「植栽を設置」とかに変えたほうがいいのかなど。こういう文章は、過去の経緯の中で加筆、増築して、建て増ししていくとどんどんおかしくなることがあるので、「設置」にさせていただいたほうがいいのかというふうには思いました。

次の話は大きな話なんですけれども、それはみどりの推進モデル地区ともう一つみどりの保全モデル地区というのがありまして、推進地区については、みどりが、今、少ないからみどりを増やしていこうという施策になるかと思います。

もう一つのみどりの保全モデル地区の位置づけというのがちょっとだけ曖昧というか、はっきりさせておいたほうがいいのかという気がしています。例えば、施策（案）の2番と3番を見ると、まとまった緑地、あるいは300平方メートル以上の小規模な樹林を保護するというで、まとまったみどりをなるべく残していくのが保全モデル地区というふうに読み取れます。こういう整理だったのであれば、その辺りがもっとよく分かるように、もう少し目指しているところが分かるように書いてあげたほうがいいのかという気がしています。

既にみどりの量が多いということでモデル地区になるわけですけども、なるべく失われないような施策が必要ですし、今あるみどりをつないでいく施策が必要なんだというようなことをはっきり書いたほうがいいのかという御提案になります。

そういう意味では、例えば、施策（案）の（１）は、実は、推進モデル地区と少し似ていて、その辺り大きく目指す目標を明記したほうがよいという御提案でした。

斎藤会長 今聞いていて、ふと、これは落合地域だからこその内容というのと混ざっている感じがするので、多分、読んだときに区別が分からないということもあるのかなという感じなんですけれども、いきなりですけれども、事務局としてはいかがでしょうか。

事務局（八住） 今いただいた文言の話につきましては、これから法令などを整理してまいりますので、生かしてまいります。

考え方なんですけれども、このみどりの保全モデル地区の１番の緑化計画書制度の話だったりとかするんですけれども、今でも保護樹木は落合地域はかなり多いんですけれども、もっと積極的に増やしていきたいというところで、この１番の緑化計画書でメリットがあるから保護樹木にもしていきましょうよというような案だったりですとか、結構、奥のほうにお庭があるようなところを残していただきたいというところがあって、新宿区ですと接道部の緑被率を上げたいというところで、ほかの自治体なんかですと、接道部緑化が基準になっていない自治体もあるんですけれども、逆に新宿区は1,000平米未満のところは接道部だけみどりにすればいいよというような考え方で今までやってきたんです。

そうすると、奥にせっかくいいみどりがあるのに、それは全然その緑化計画書に余りおいしいところがなくて、例えば、本当に入口何メートルツツジを植えれば、それで通ってしまうというようなところもあったので、それを何とかみどりの多い地域で、今あるみどりを生かして緑化計画書などにもメリットがあるようにできないかというところで施策を考えてきたようなところがございます。

そういう考え方でやっているんですけれども、今いただいた御意見なども参考にさせていただいて、練っていきたいと思っております。

斎藤会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか、山本副会長。

山本副会長 みどりを増やしていく、あるいは、今は基準を満たしていないけれども、その候補になるようなものをどんどん救っていこうという仕組みには大いに賛同しますが、そういうことをしたい地区というのは、こういうモデル地区じゃなくて、指定もされていないような地区でもやりたいわけですね。しかも、推進モデル地区、今もみどりが足りないよというところで、ますますやりたいような場所なわけですから、そういう意味でみどりの保全モデル地区に指定される意味というのをはっきりさせたほうがいいのかということ、私の

ほうは指摘をさせていただきました。

今は保全モデル地区に指定されて、特に新宿駅周辺のような場所では、みどりが失われる可能性、開発圧が強いと思いますので、こういったメニューがたくさんあったほうがよいと思うのですが、この保全モデル地区に指定される意味を明確にしておいたほうがいいのかなど。それは制度を維持する上で重要で、その意味ではっきりさせておきたいなということでした。

斎藤会長 ありがとうございます。

確かに、保全と言われるとネガティブな感じもなきにしもあらずなんで、その辺のそごがあるのかもしれませんが。

渋江委員、お願いします。

渋江委員 今、３ページのほうにモデル地区の対象及び施策案が出ていますけれども、これは山本先生がおっしゃったのに付け足す形になるんですか。いずれ地図化することになるんでしょうか。

そうすると、例えば、今あるソースのところを、ここはちょっと拡充するとか、ネットワークでつなぐのにこういうふう to これらでつなぐとか、そういった住んでいる方が見て、可視化した分かりやすいのが出てくると、さらに区民の人は分かりやすいのかなというふうにも思いました。

別件なんですけれども、先ほどいろいろな神社とかお祭りなんかに行って区民の方にアピールされるというふうにおっしゃっていましたが、そのときに、保護樹木のときに先生方がおっしゃっていたようなCO₂の吸収であるとか、あるいは気候変動への緩和策・対応策を簡単な言葉で分かりやすく、こういう意義があるというのも一緒にお伝えすると、例えば、渡辺委員とか吉川委員がずっとおっしゃっているように、自分たちがやっていることへの誇りとか、あるいは貢献していることにこれから参画していくんだというところもアピールできるんじゃないかなというふうに思ったので、そんなことも併せてお話しただけたらというふうに思いました。

以上です。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

池邊委員。

池邊委員 この地区、今、モデル地区になって、これを指導というか、そういうふうにしてく

れる。といいますのは、このみどりの推進審議会はとても由緒正しくて、いい審議会なんですけれども、みどりの基本計画とも連動していませんし、景観計画とも連動していませんし、ましてや景観アドバイザーの制度とも連動しているようには全然見えないんですね。

今、私達は、他区なんかで見えていますと、こういうものの制度が出れば、景観アドバイザーの造園の人間が、こういうのが出たからということで、新しいところですよとか、マンションの緑化、それからビルの緑化、要するにそういうところで指導できる人間がこの審議会の中にはひもつけされていないので、こういう助成制度はありますよというアピールはできるけれども、じゃ、こういうふうにしたらあなたのところはきれいになりますよとか、あるいはこういうふうにすると隣ともつながりますよとか、そういうことがあってしかるべきだと思うんですね。

23区で良好な緑化をやっているところは、景観アドバイザーの方々がかなり強硬に緑化とかを指導して、そういう形を取っているんで、そのあたりは連携をしているのかどうかということ。

もし景観アドバイザーの方々に連携していないとしたら、この制度をきちっとお話しして、精度を上げて、3年経って何にも成果が上がらなかったら、モデル地区に指定して成果が上がらなかったということでは、私達は恥じなければいけないわけですよ。そうだとすると、景観アドバイザーの方とかに、こういうものを周知して緑化に励んでいただくような形をぜひとっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

斎藤会長 事務局のほうはいかがですか。

事務局（八住） すみません。景観アドバイザーの話は検討していなかったです。

例えば、東京都で界わい緑化の補助なんかもやっているんで、そのあたりはお話を伺いに行って……。

ただ、地元がその気になってくれないと、我々で強硬に、じゃ、ここでやるからというわけにもなかなかいかないので、モデル地区に決めさせていただいて、今後、地元はどうやって入っていくかというふうな話なのかなと。

東京都とかの制度なども活用してやっていきたいなというところはございます。

今、委員からいただいた景観計画との連動、確かに薄いところがございますので、そのあたりはこれから参考にさせていただいて、検討させていただきたいと思っております。

池邊委員 すみません。質問なんですけど、ランドスケープのアドバイザーはいらっしゃらないんでしょうか、景観アドバイザーの中にも。

普通、23区だと建築と造園と色彩の3名が大概景観アドバイザーとして配置されているというふうに私は認識していて、ましてや、このような大きな新宿区ですと、大きな案件も扱っていらっしゃるのでやっていらっしゃると。

かなり丁々発止できる方がいらしゃると本当に成果が上がって、ビルそのものの格付にもつながるようないいものができていて、それが区内で景観賞になったりとか、そういうふうにもうまく褒め育てが繋がっていくという感じになっていますので、ぜひ確認いただいて、アドバイザーがいらないようであれば、23区で新宿区にいないというのは恥ずかしいと思いますので、ぜひアドバイザーの方を選任していただけるようお願いします。

斎藤会長 確認していただくということで。

椎名委員。

椎名委員 今のと関連して。

この施策の案の文章を読んでいると、一般の区民の方は恐らく理解できないと思いますね。

実態的にも、建築事務所なり、造園コンサルなり、そういうところが設計するわけですね。ですから、事前審査の段階で何かそういう仕組みをつくられるといいんじゃないですかね。

区民の方がこれを考えて、コンサルや何かをお願いするというのはなかなか難しいと思いますね。ですから、そこら辺を何かうまく、区の意向と設計なさる方と事業者の方、そこを結びつけるようなうまい仕組みを……。

いい制度だと思うんですね。これ自体は助成対象を拡大していますので、かなりいいと思うんですけれども、誰が本当に分かって、それを説得する。この場合は、区民に説得するというわけにはいかないと思うんですね。ですから、間に立ってくれる方を制度的につくるのがいいかなと思うんですね。先ほどおっしゃっていたことについて、私は賛成しますね。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかには。

伊藤委員。

伊藤委員 このモデル地区は、先ほど目標像のような話があったと思うんですけれども、数値的に目標値とかそういったものというのは設定されているんでしょうか。

事務局（見義） 具体的な数字というのは出してはいないんですが、みどりの実態調査に、例えば、300平米以上500平米未満の小規模な樹林を持っているのが約60件ありますので、ただ、

それを5%指定するのか、10%指定するのかという目標値は立てていないんですが、分母のほうはみどりの実態調査で把握しております。

余り多い件数ではないので、個別勧誘ができていったらいいなとは思っているんですが、なかなか目標値についてはまだ立てていない状況になっております。

伊藤委員 このモデル地区の運用自体が、恐らくこういう取組をして、こういう成果が出たというその因果関係を見て、じゃ、ほかの地区に同じことができるかなという検証になるのかなというふうにイメージしているので、目標値とか具体的な目標像みたいなのがないと、その検証はちょっと難しくなっちゃうんじゃないかなというのがありますので、このモデル地区のその後の運用の仕方というのも考えたほうがいいのかなというふうには思いました。

数字的には難しいところはあるかもしれないんですけども、ただ、それでも緑被率とか、そういったお話もありましたので、そこら辺、今の取組を踏まえて、どういうふうに設定するかなというのは、こういうのを進めながら考えられてもいいのかなというふうに思いました。

以上です。

斎藤会長 ありがとうございます。

いろいろ深い話になってしまいましたけれども。

ほかに。

手塚委員。

手塚委員 2番の「モデル地区の対象及び施策案」で、一番下の「新宿駅の周辺地域」というところなんですけれども、ここのところに赤の文字で、「ただし、再開発等の重要な建築行為を除く」ということをまずお聞きしたいんです。

というのは、我々区民が街を歩いていて、住宅地域は本当に目に見える状況ではみどりが多いなというふうに、私は満足感がある程度あるんですね。

ただし、今、西口なんか再開発の真っ最中だと思うんですけども、商業地域スペースへ行くと、本当に目に見える化で、みどりがあるって、本当はないよなと私は思って、あちらのほうの新宿駅周辺こそアスファルトジャングルなのに、それであそこにもっと緑化率スペースを増やさなきゃいけないのに、その辺はタッチできないんですか。それがこの「再開発等の重要な建築行為を除く」となっちゃうんですか。私は、あそこにいかに緑化率スペース、1,000平米ぐらいあると思うんですけども、その辺が規模が大きいところになると論外になるんですか。

斎藤会長 いかがでしょうか。

土木管理課長 規模の大きい再開発等ですね。こちら緑化計画書でも当然手厚い緑化基準になっています。

また、個別の制度で、今の時代はみどりをいっぱいつくるような制度になっております。昔の再開発とかでは、そこら辺不十分な点もあったと思いますが、今は制度的に十分担保されるということになっていますので、これから今の新しくできた再開発やいろいろな開発はみどりがたくさんできていると思います。こういう形になっていくと思いますので、ここら辺は御覧いただきたいと思います。

事務局（八住） 補足をさせていただきますと、先ほどの令和2年度にみどりの実態調査をやったときに、先ほど申し上げた小規模の民間地でどのくらい緑被があるかということと、あとは再開発で大規模な再開発をやったところで、結構緑化の基準をかなり厳しくやっているもので、それをするによってどのくらいみどりが増えたかというようなことも調査をいたしました。

新宿区で実態調査というのが5年に1回あるんですけれども、平成から令和2年度になる5年間で、どこが一番みどりが増えたかという、実は大規模な再開発のところのみどりがかなり増えているということなのです。

再開発の土地自体はみどりが増えてはいるんですけれども、今回外したというのは、割増しということで、緑化計画の中で新宿駅周辺地域なんかの商業地域ですと、屋上などに緑化をすると、緑化した面積の1.3倍に見てもいいですよというような基準で、今、屋上緑化等推進モデル地区をやっているんです。そうすると、結局、大規模な再開発のところでは1.3倍していいですよという、逆に少なくなってしまうので、大規模な再開発をやるんだったら、きっちり基準どおりやりなさいよというような考え方で、今回、このような書き方にしているということです。

今までは逆に甘くしていたんですけれども、今回は大規模な再開発については、ほかのところと同じように厳しくしっかり緑化基準を守って緑化しなさいよという方向にしますよというような考え方でございました。

手塚委員 駅周辺というと、面積のことを鑑みると、屋上緑化が主体となるんですか。どうしても、駅周辺になると。余り樹木が植えられているというのは見かけないんですが。

事務局（八住） どうしても商業地域ですと、法定建蔽率というのが決まっていて、大体90%か100%の法定建蔽率ということになって、敷地いっぱい建物を建ててしまっていていいとい

う考え方なんですね。

それは別に緑化の話ではなくて、建築のほうの話になってしまうので、その法定建蔽率100%のところで、敷地いっぱい建てていいよというところに無理やりつくれって言っても、なかなか経済的にも難しいので、せめて屋上にしっかり緑化をなさいと。

緑被率というのは上から見たみどりの多さですので、屋上にしっかり緑化をしてもらうことによって新宿の緑被率を上げていきたいと思いますという考え方で考えております。

斎藤会長 説明、ありがとうございました。

吉川委員 ただいま大変難しいお話になってきておりますが、今日のお話の中で最初お話がございました事実でございます。

町会長さんが相談したら、保護樹木についてお話ししてくださったとか、誰か言っておりましたね。

事務局（八住） そうですね。

吉川委員 そういうことで、町連といたしましてもできる限り、町会長さんは自分のことを一生懸命やったださっておりますから、先ほど申し上げましたように、緑化推進温暖化防止ということで、これはもう区の広報にも載っておりますし、機会あるごとにお話を聞いておりますから、そういう知識を町会長さんたちはお持ちで、保護樹木についても、町会長さんは関心があるから、相談にはすぐ乗ってくださったということで、地区でも、町連でも関心がないというより、あって、できるだけ協力したいと。それはただ口で言うわけではなくて、今日、事実その報告があったわけでございますから、そのことを皆さん御承諾いただいて、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

斎藤会長 ありがとうございます。

ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、報告事項については以上といたします。

◎連絡事項

斎藤会長 次は連絡事項です。

よろしく願いいたします。

土木管理課長 本日はありがとうございました。連絡事項でございます。

先ほどから何回かお話に出てきております、お手元でございます「新宿区みどりの実態調

査報告書（第9次）」、これは令和2年度に調査したものです。今回、5年間を経過しましたため、令和7年度、みどりの実態調査（第10次）を行います。みどりの推進審議会でも、調査の経過を御報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次回の審議会につきましては、令和7年8月ごろを予定しております。

ただ、皆様、第17期のみどりの推進審議会委員の任期は令和7年7月31日までとなっております。このため、17期委員としましては、今回が最後となる予定でございます。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場で大変貴重な御意見を賜り、本当にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

なお、小委員会につきましては、案件が生じた場合、斎藤会長に御相談の上、開催させていただくことになりますので、メンバーの委員の皆様には、引き続きよろしくお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

斎藤会長 今期はこれで最後ということだそうですが、私も認識していませんでした。

◎閉会

斎藤会長 これで本日の議事は全て終了ということで、第2回新宿区みどりの推進審議会を閉会したいと思います。

ありがとうございました。

午後3時10分閉会